

【中東 IP 情報】アラブ首長国連邦（UAE）がマドリッド協定議定書に加盟

2021 年 9 月 29 日
ジェトロ・ドバイ事務所

アラブ首長国連邦（UAE）は 2021 年 9 月 28 日、マドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）¹への加盟書を世界知的所有権機関（WIPO）に寄託した。同協定は、UAE で 2021 年 12 月 28 日に発効する予定。UAE は 109 番目の締約国で、同協定による商標保護対象は 125 か国となる。湾岸協力会議（GCC）6 か国では、オマーン、バーレーンに続き、UAE は 3 番目の加盟²。

本協定は、1 つの出願手続・言語・通貨で、複数の加盟国への一括出願を可能とする制度。国際登録後は、国際登録の更新や名義変更など一括管理が可能で、事後的に新たに国を指定して保護地域も拡張できる。これまで、UAE で商標権を取得するルートは UAE への直接出願のみであった。議定書の発効後、UAE を含む複数国での商標保護を求めるユーザーは、マドリッド制度を利用することでコスト削減や手続きの簡素化が可能となる。

UAE 国内での 2019 年の商標出願区分数³は 18,686 件。うち約 70%（13,179 件）は国外からの出願で、日本からの出願は全体の約 4.5%（851 件）である⁴。国外からの出願の多さは国外企業の進出が多い UAE の産業構造を反映している⁵。商標取得の利便性を高める今回の加盟はグローバルに活動する企業のビジネスを知財の面から後押しするものである。

なお、UAE は 2021 年 5 月 31 日付の UAE 連邦公報第 703 号で、マドリッドプロトコルに加盟するための 2021 年連邦法（法令番号 67）を公布している。現地法律事務所によると、同協定を運用するための詳細を定める規則が追って公表される予定。

—マドリッド協定議定書加盟に関する WIPO の発表（英語）は、以下参照—
https://www.wipo.int/madrid/en/news/2021/news_0026.html

—マドリッド協定議定書の概要は、以下の WIPO 日本事務所ウェブサイトを参照—
<https://www.wipo.int/madrid/ja/>

(了)

¹ 正式名称は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書」。

² サウジアラビア、クウェート、カタールは本記事発行時点で未加盟。

³ 区分数は、商標出願で指定された商品・役務の分類の数。日本では 1 件の出願で複数の区分を指定できる一方、UAE では現在、区分ごとに個別の出願が必要。UAE では現状、出願区分数と出願件数は一致する。

⁴ WIPO Statistical Country Profiles; WIPO IP Statistics Data Center

⁵ JETRO 「ドバイ首長国の概況とビジネス機会」（2019 年 3 月）

https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Marketing/world/ae/uaepf_dubai1903.pdf